

計算書類に対する注記 法人全体

1. 継続事業の前提に関する注記 とちの実会
該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

建物、構築物、車輛運搬具、機械及び装置、器具備品、ソフトウェア 定額法による。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金 埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度に基づく。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

①独立行政法人福祉医療機構

②埼玉県社会福祉事業共助会

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

(3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 本部拠点区分

イ 児童養護施設江南拠点区分

ウ 特別養護老人ホーム虹の郷拠点区分

「虹の郷」サービス区分

「ショートステイ」サービス区分

「生活困難者に対する相談支援事業」サービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	200,866,159	0	0	200,866,159
建物	567,161,684	0	19,668,903	547,492,781
土地				
合 計	768,027,843	0	19,668,903	748,358,940

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
国庫補助金等特別積立金14,676,158円を取り崩した。

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
土地（基本財産）	200,866,159	0	200,866,159
建物（基本財産）	914,980,838	367,488,057	547,492,781
土地（固定資産）	52,371,000	0	52,371,000
構築物	55,682,033	28,390,221	27,291,812
機械・装置	92,650,926	69,161,944	23,488,982
車輛運搬具	9,603,910	4,897,046	4,706,864
器具備品	82,643,865	45,502,530	37,141,335
ソフトウェア	2,805,300	1,898,576	906,724
合 計	1,411,604,031	517,338,374	894,265,657

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
該当なし			
合 計			

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
投資有価証券	1,000,000	1,000,000	0
合 計	1,000,000	1,000,000	0

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
該当なし											

取引条件及び取引条件の決定方針等

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし